



金 沢 市 公 報

号外第5号の8

令和2年(2020年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○金沢市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (衛生指導課) 6
○金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付規則及び金沢市社会福祉施設整備等資金貸付規則の一部を改正する規則 (地域長寿課)	1	○金沢市狂犬病予防法施行細則及び金沢市道路占用規則の一部を改正する規則 (") 7
○金沢市児童福祉法施行細則及び金沢市母子保健法施行細則の一部を改正する規則 (地域保健課)	1	○金沢市旅館業法施行細則の一部を改正する規則 (") 7
○高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則及び子育て支援医療助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (健康政策課)	4	○金沢市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則 (") 11
		○金沢市興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (") 11

規 則

金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付規則及び金沢市社会福祉施設整備等資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第29号

金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付規則及び金沢市社会福祉施設整備等資金貸付規則の一部を改正する規則 (金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付規則の一部改正)

第1条 金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付規則 (昭和49年規則第53号) の一部を次のように改正する。
第12条中「年5パーセント」を「年3パーセント」に改める。

(金沢市社会福祉施設整備等資金貸付規則の一部改正)

第2条 金沢市社会福祉施設整備等資金貸付規則 (昭和52年規則第55号) の一部を次のように改正する。
第15条中「年5パーセント」を「年3パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付規則第12条の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る遅延利息について適用し、同日前の期間に係る遅延利息については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の金沢市社会福祉施設整備等資金貸付規則第15条の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る遅延利息について適用し、同日前の期間に係る遅延利息については、なお従前の例による。

金沢市児童福祉法施行細則及び金沢市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第30号

金沢市児童福祉法施行細則及び金沢市母子保健法施行細則の一部を改正する規則 (金沢市児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法施行細則 (平成8年規則第61号) の一部を次のように改正する。
別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1 (第7条関係)

療育の給付に係る徴収額

階層区分	世帯の階層区分		基準月額	加算基準月額	
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者の世帯		0円	0円	
B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200円	220円	
C階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみのも(所得割の額のない世帯)		4,500円	450円	
D階層	1	A階層及びC階層を除き、	3,000円以下	5,800円	580円
	2	当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当するものの	3,001円～5,800円	6,900円	690円
	3		5,801円～8,700円	7,600円	760円
	4		8,701円～13,000円	8,500円	850円
	5		13,001円～17,400円	9,400円	940円
	6		17,401円～22,400円	11,000円	1,100円
	7		22,401円～28,200円	12,500円	1,250円
	8		28,201円～58,400円	16,200円	1,620円
	9		58,401円～75,000円	18,700円	1,870円
	10		75,001円～96,600円	23,100円	2,310円
	11		96,601円～121,800円	27,500円	2,750円
	12		121,801円～175,500円	35,700円	3,570円
	13		175,501円～221,100円	44,000円	4,400円
	14		221,101円～380,800円	52,300円	5,230円
	15		380,801円～549,000円	80,700円	8,070円
	16		549,001円～579,000円	85,000円	8,500円
	17		579,001円～700,900円	102,900円	10,290円
	18		700,901円～849,000円	122,500円	12,250円
	19		849,001円～1,041,000円	143,800円	14,380円
	20		1,041,001円以上	全額	左の基準月額の1割に相当する額。ただし、その額が17,120円に満たない場合は、17,120円

別表第1の備考第1項中「いい、」の次に「同表のC階層又はD階層における」を加え、同備考第2項を次のように改める。

2 所得割の額については、当該児童又はその扶養義務者が当該所得割の賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定するものとする。

別表第1の備考第4項中「前年分の所得税又は」及び「前々年分の所得税又は」を削り、同備考第5項中「行わない」を「、行わない」に改め、同項ただし書中「所得税又は」を削り、同備考第6項中「所得税等」を「市町村民税」に改め、同備考第11項中「第313条第1項」を「第292条第1項第13号」に、「所得の合計額。」を「合計所得金額をいい、」に、「第295条」を「第295条第1項第2号」に改め、同項第1号中「所得税法」の次に「(昭和40年

法律第33号)」を加え、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同項第3号中「有し」の次に「、かつ」を加え、同備考第12項中「所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額」の次に「の合計額」を加え、「とし、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、同項第1号又は第3号に該当する場合にあっては27万円を、同項第2号に該当する場合にあっては35万円を控除するもの」を削る。

別表第2の備考第4項中「(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)」を削り、同備考第10項中「合計所得金額をいう。」を「合計所得金額をいい、」に改める。

別表第3の備考第7項、別表第4の備考第10項及び別表第5の備考第10項中「合計所得金額をいう。」を「合計所得金額をいい、」に改める。

(金沢市母子保健法施行細則の一部改正)

第2条 金沢市母子保健法施行細則(平成8年規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第5条関係)

階層区分	世帯の階層区分		基準月額	加算基準月額	
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支給給付を受けている者の世帯		0円	0円	
B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600円	260円	
C階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみのも(所得割の額のない世帯)		5,400円	540円	
D階層	1	A階層及びC階層を除き、	15,000円以下	7,900円	790円
	2	当該年度分の市町村民税の	15,001円～21,000円	10,800円	1,080円
	3	課税世帯であって、その市	21,001円～51,000円	16,200円	1,620円
	4	町村民税の所得割の額の区	51,001円～87,000円	22,400円	2,240円
	5	分が次の区分に該当するも	87,001円～171,300円	34,800円	3,480円
	6	の	171,301円～252,100円	49,400円	4,940円
	7		252,101円～342,100円	65,000円	6,500円
	8		342,101円～450,100円	82,400円	8,240円
	9		450,101円～579,000円	102,000円	10,200円
	10		579,001円～700,900円	123,400円	12,340円
	11		700,901円～849,000円	147,000円	14,700円
	12		849,001円～1,041,000円	172,500円	17,250円
	13		1,041,001円～1,222,500円	199,900円	19,990円
	14		1,222,501円～1,423,500円	229,400円	22,940円
	15		1,423,501円以上	全額	左の基準月額の1割に相当する額。ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円

別表の備考第1項中「いい、」の次に「同表のC階層又はD階層における」を加え、「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改め、同備考第2項を次のように改める。

2 所得割の額については、当該未熟児又はその扶養義務者が当該所得割の賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この表において同じ。)の区域内

に住所を有する者であるときは、これらの者を当該賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定するものとする。

別表の備考第4項中「前年分の所得税又は」及び「前々年分の所得税又は」を削り、同備考第5項中「行わない」を「、行わない」に改め、同項ただし書中「所得税又は」を削り、同備考第6項中「所得税等」を「市町村民税」に改め、同備考第11項中「第313条第1項」を「第292条第1項第13号」に、「所得の合計額。」を「合計所得金額をいい、」に、「第295条」を「第295条第1項第2号」に改め、同項第1号中「所得税法」の次に「(昭和40年法律第33号)」を加え、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同項第3号中「有し」の次に「、かつ」を加え、同備考第12項中「所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額」の次に「の合計額」を加え、「とし、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、同項第1号又は第3号に該当する場合にあっては27万円を、同項第2号に該当する場合にあっては35万円を控除するもの」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市児童福祉法施行細則別表第1の規定は、令和2年4月分からの徴収金について適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の金沢市母子保健法施行細則別表の規定は、令和2年4月分からの徴収金について適用する。

高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則及び子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第31号

高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則及び子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和45年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「ひとり親家庭等医療費受給資格証」を「金沢市ひとり親家庭等医療費受給資格証」に改める。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第3条関係)

その1

(表)

金沢市ひとり親家庭等医療費受給資格証		市町コード
受給資格証番号		
受給者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日交付		石川県 金沢市長 印

(裏)

この欄には、注意事項等を記載すること。

その2

(表)

金沢市ひとり親家庭等医療費受給資格証		公費負担者番号	
受給資格証番号			
有効期間		年 月 日から	年 月 日まで
申請者	住所		
	氏名		
受給者	氏名		
	生年月日	年 月 日	
年 月 日交付		石川県 金沢市長 印	

(裏)

この欄には、注意事項等を記載すること。

(子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 子育て支援医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年規則第49号）の一部を次のように改正する。

第4条中「子ども医療証」を「金沢市子ども医療証」に改め、「様式第2号」の次に「。以下「子ども医療証」という。」を加える。

第5条第3項、第6条及び第7条中「第4条の」を削る。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 (第4条関係)

(表)

金 沢 市 子 ど も 医 療 証		公費負担者番号
医 療 証 番 号		
有 効 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
子 ど も	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
保 護 者 氏 名		
年 月 日交付		石川県 金沢市長 印

(裏)

この欄には、注意事項等を記載すること。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、同年10月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の子育て支援医療費助成に関する条例施行規則第4条の規定により交付されている子ども医療証は、第2条の規定による改正後の子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

金沢市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第32号

金沢市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

金沢市食品衛生法施行細則（平成12年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第5条」を「第4条」に改め、同条ただし書中「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

第14条及び第15条を削る。

第16条中「第7条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第17条中「第7条第1項又は第8条第1項」を「第5条第1項又は第6条第1項」に、「様式第13号」を「様式第12号」に改め、同条を第15条とする。

第18条中「第7条第2項（条例第8条第2項）を「第5条第2項（条例第6条第2項）」に、「様式第14号」を「様式第13号」に改め、同条を第16条とする。

様式第12号を削る。

様式第13号中「第17条」を「第15条」に、「あて先」を「宛先」に、

「第7条第1項」を「第5条第1項」に改め、同様式を様式第12号とする。

第8条第1項」を「第6条第1項」

様式第14号中「第18条」を「第16条」に、「あて先」を「宛先」に、「第7条第2項（同条例第8条第2項）」を「第5条第2項（同条例第6条第2項）」に改め、同様式を様式第13号とする。

附 則

- 1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 改正前の金沢市食品衛生法施行細則（以下「旧規則」という。）第14条及び第15条の規定は、この規則の施行の日から令和3年5月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第14条中「条例」とあるのは「条例（金沢市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和2年条例第20号）の規定による改正前の条例をいう。次条において同じ。）」と、同条第1号中「法第51条」とあるのは「法（食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条の規定による改正前の法をいう。以下この条において同じ。）第51条」とする。

金沢市狂犬病予防法施行細則及び金沢市道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第33号

金沢市狂犬病予防法施行細則及び金沢市道路占用規則の一部を改正する規則

（金沢市狂犬病予防法施行細則の一部改正）

第1条 金沢市狂犬病予防法施行細則（昭和26年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

（金沢市道路占用規則の一部改正）

第2条 金沢市道路占用規則（昭和29年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第34号

金沢市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

金沢市旅館業法施行細則（昭和55年規則第45号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する規則

第1条中「この規則は」の次に「、旅館業の適正な運営の確保に関し」を加え、「金沢市旅館業法施行条例」を「金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する条例」に改める。

第11条中「第6条第5号ウ」を「第11条第5号オ」に改め、同条第2号中「過マンガン酸カリウム消費量は、」を「全有機炭素の量が1リットルにつき8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 前各号の規定による測定の結果は、当該測定の日から3年間保管すること。

第11条を第12条とし、同条の次に次の5条を加える。

（面接と同等の方法として市長が認める方法）

第13条 条例第12条第1項に規定する面接と同等の方法として市長が認める方法は、次に掲げる要件をいずれも満たす方法とする。

(1) 宿泊者の容姿及び旅券等が画像により鮮明に確認ができ、かつ、当該画像が宿泊者名簿とともに保存されていること。

(2) 前号に規定する画像が施設又はその存する敷地や建物等から発信されていることを確認することができること。

（宿泊者に対する説明事項）

第14条 条例第12条第2項に規定する市長が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 大声又は騒音を発してはならないこと、足音その他の移動に伴って生じる音をみだりに生じさせないよう努め

ることその他の静穏を保持するために必要な事項

- (2) 施設及びその周辺において、飲料を収納し、又は収納していた容器、たばこの吸い殻、紙くず、廃プラスチック類その他これらに類する物が、容易に投棄されることを防ぐために必要な事項
- (3) 施設における廃棄物の適切な処理の方法
- (4) 火災を発生させる可能性がある器具等の適切な使用方法
- (5) 火災が発生したときに適切に対応するために必要な事項

(防火対策等の整備)

第15条 条例第13条に規定する防火対策、火災時の措置、非常災害時の体制等は、次に定めるところによる。

- (1) 消防法(昭和23年法律第186号)その他の法令の規定により必要とされる数(その数が0である場合には、1)以上の消火器を施設の内部に設置するとともに、管理者不在簡易宿所にあつては、施設の外部であつて当該施設の存する敷地内の場所にも1以上の消火器を設置すること。
- (2) 管理者不在簡易宿所にあつては、消防法その他の法令の規定に基づく自動火災報知設備と火災通報装置を設置するとともに、それらを連動させること。

(公表の方法)

第16条 条例第17条の規定による公表は、インターネットによる閲覧の方法その他の適切な方法により行うものとする。

(身分証明書)

第17条 条例第18条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第12号によるものとする。

第10条中「第6条第5号イ」を「第11条第5号エ」に改め、同条第2号前段中「遊離残留塩素濃度」を「残留塩素の濃度」に、「測定する」を「測定し、次のア又はイの測定の方法の区分に応じ、当該ア又はイに定める濃度とする」に改め、同号後段を削り、同号に次のように加える。

ア 遊離残留塩素の濃度を測定する方法 当該濃度を1リットルにつき0.4ミリグラム以上に保つとともに、1リットルにつき1ミリグラムを超えないように努めること。

イ 結合残留塩素のうち、モノクロラミンの濃度を測定する方法 当該濃度を1リットルにつき3ミリグラム以上に保つこと。

第10条を第11条とする。

第9条中「届出書の様式」を「届出」に、「様式第8号」を「旅館業許可(承認)申請事項変更届(様式第10号)」に、「様式第9号」を「旅館業停(廃)止届(様式第11号)」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「様式第7号」を「旅館業営業者相続同意証明書(様式第9号)」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「法」を「市長は、法」に、「承認書の様式は、様式第6号による」を「承認をしたときは、当該承認を受けた者に対し、旅館業営業者承継承認書(様式第8号)を交付する」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「申請書の様式は、様式第5号」を「申請は、旅館業営業者承継承認申請書(様式第7号)」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「法」を「市長は、法」に、「承認書の様式は、様式第4号による」を「承認をしたときは、当該承認を受けた者に対し、旅館業営業者承継承認書(様式第6号)を交付する」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「申請書の様式」を「申請」に、「様式第3号」を「旅館業営業者承継承認申請書(様式第4号)」に、「様式第3号の2」を「旅館業営業者承継承認申請書(様式第5号)」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「法」を「市長は、法」に、「許可書の様式は、様式第2号による」を「許可をしたときは、当該許可を受けた者に対し、許可書(様式第3号)を交付する」に改め、同条を第4条とする。

第2条の見出し中「申請書」を「申請」に改め、同条中「申請書の様式は、様式第1号による」を「申請は、旅館業許可申請書(様式第1号)に構造設備の概要書その他必要な書類を添付して行う」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、簡易宿所営業の許可の申請にあつては、同項に規定する書類のほか、簡易宿所の玄関帳場に関する附属書類(様式第2号)を添付するものとする。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法及び条例で使用する用語の意義の例による。

様式第1号中「第2条関係」を「第3条関係」に改める。

様式第9号中「第9条」を「第10条」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第11号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第12号 (第17条関係)

(表)

身 分 証 明 書		第 号
写 真	所 属	
	職 名	
	氏 名	
		年 月 日生
<p>上記の者は、金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する条例第18条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明します。</p>		
年 月 日	金沢市長	印

(裏)

<p>金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する条例 (抜粋)</p> <p>(この欄には、金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する条例第18条の条文を記載すること。)</p>
--

様式第8号中「第9条」を「第10条」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第7号中「第8条」を「第9条」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第6号中「第7条」を「第8条」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第5号中「第6条」を「第7条」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第4号中「第5条」を「第6条」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第3号の2中「第4条」を「第5条」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第3号中「第4条」を「第5条」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第2号中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第3条関係)

簡易宿所の玄関帳場に関する附属書類

営業施設の名称	
---------	--

- 1 玄関帳場を設置する場所
簡易宿所の内部 ・ 簡易宿所の外部(施設外玄関帳場)
- 2 玄関帳場を簡易宿所の内部に設置する場合の概要

(1) 玄関帳場を設置する場所	
(2) 玄関帳場に常駐する人数	

- 3 玄関帳場を簡易宿所の外部に設置する場合の概要(施設外玄関帳場の概要)

(1) 施設外玄関帳場の設置数	
(2) 施設外玄関帳場の所在地	
(3) 施設外玄関帳場の名称	
(4) 施設外玄関帳場の管理者の氏名	
(5) 施設外玄関帳場の連絡先	
(6) 簡易宿所の出入口の鍵の有無	
(7) 宿泊客と施設外玄関帳場との連絡方法	
(8) 宿泊客の出入りの確認を行う方法等	
(9) 施設外玄関帳場から簡易宿所までの距離	
(10) 施設外玄関帳場から簡易宿所までの移動方法	
(11) 施設外玄関帳場から簡易宿所に到着するために要する時間	
(12) 標識を掲げる場所	

備考 (11)の所要時間を算出する場合は、自動車を利用する場合にあっては毎時30キロメートル、自転車を利用する場合にあっては毎時15キロメートル、徒歩による場合にあっては毎時4.8キロメートルの速度で移動できるものとして算定すること。ただし、これらにより難しいときは、その理由を明記した上でこれら以外の速度等で算定すること。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

金沢市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第35号

金沢市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

金沢市公衆浴場法施行細則（昭和55年規則第46号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号前段中「遊離残留塩素濃度」を「残留塩素の濃度」に、「測定する」を「測定し、次のア又はイの測定の方法の区分に応じ、当該ア又はイに定める濃度とする」に改め、同号後段を削り、同号に次のように加える。

ア 遊離残留塩素の濃度を測定する方法 当該濃度を1リットルにつき0.4ミリグラム以上に保つとともに、1リットルにつき1ミリグラムを超えないように努めること。

イ 結合残留塩素のうち、モノクロラミンの濃度を測定する方法 当該濃度を1リットルにつき3ミリグラム以上に保つこと。

第9条第2号中「過マンガン酸カリウム消費量は、」を「全有機炭素の量が1リットルにつき8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 前各号の規定による測定の結果は、当該測定の日から3年間保管すること。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

金沢市興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第36号

金沢市興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市興行場法施行条例施行規則（昭和59年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「及び喫煙場所」を削り、同条各号を次のように改める。

(1) 設置場所は、場内とすること。ただし、他の用途を主とする建築物内に設置された小規模施設等であって、当該施設に近接して入場者の需要を満たすことができる適当な規模を有する便所が利用できる場合は、この限りでない。

(2) 少なくとも男性用大便所及び女性用便所を1か所以上設けること。

(3) 窓又は換気設備及び不浸透質の便器を設けた水洗式とすること。

(4) 出入口は、直接観覧室に開口しない構造であること。ただし、次室を設ける等衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(5) 床面及び床面から1メートル以上の高さまでの内壁は、不浸透性材料で作られていること。

(6) 便器の総数は、次の表の左欄に掲げる観覧室の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄により算定した便器数以上とすること。

観覧室の床面積の合計	便 器 数
(1) 300平方メートル以下	床面積の15平方メートルごとに1個
(2) 300平方メートルを超え600平方メートル以下	20に床面積の300平方メートルを超える部分につき20平方メートルごとに1を加えた個数
(3) 600平方メートルを超え900平方メートル以下	35に床面積の600平方メートルを超える部分につき30平方メートルごとに1を加えた個数
(4) 900平方メートルを超える場合	45に床面積の900平方メートルを超える部分につき60平方メートルごとに1を加えた個数

(7) 男性用と女性用の便器の数は、興行場の種別、規模及び用途並びに男女別の利用者数等を考慮し、それらを適切に反映したものとする。

(8) 男性用の大便器は、小便器5個以内ごとに1個とすること。ただし、座便式便器等小便器と兼用できる便器の場合は、その割合を適宜変えることができる。

(9) 適当な数の流水式の手洗設備を設けること。

第8条中「事項」を「衛生上の注意事項」に、「次のとおり」を「ごみ等場内の衛生上の支障を生じるおそれのある物は、ごみ箱以外のところに投棄してはならないこと」に改め、同条各号を削る。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、「営業期間」を「、営業期間」に、

構造設備の概要	階 別 区 分	階	階	階	計	
	延 床 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	
	居室面積	観 覧 室				
		便 所				
		喫 煙 場 所				
	便 器 数	男 大	個	個	個	個
		男 小				
		女				
		計				
	観 覧 席	い す 席	席	席	席	席
		座 席				
		ま す 席				
		立 見 席				
		計				
	照 度	観覧席(休憩時)	ルクス	ルクス	ルクス	ルクス
		” (上演時)				
		ロ ビ ー				
		廊 下				
		便 所				
		喫 煙 場 所				
階 段						
敷 地 面 積	m ²					
空気換気設備の種類	観 覧 室					
	そ の 他					

を

構造設備の概要	階 別 区 分	階	階	階	計	
	延 床 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	
	居室面積	観 覧 室				
		便 所				
	便 器 数	男 大	個	個	個	個
		男 小				
		女				
		計				
	観 覧 席	い す 席	席	席	席	席
		座 席				
		ま す 席				
		立 見 席				
		計				
	照 度	観覧席(休憩時)	ルクス	ルクス	ルクス	ルクス
		” (上演時)				
		ロ ビ ー				
		廊 下				
		便 所				
階 段						
敷 地 面 積	m ²					
空気換気設備の種類	観 覧 室					
	そ の 他					

に

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年(2020年)3月31日 印刷
令和2年(2020年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄